

個別避難計画について (入門編)

豊川市 障害福祉課 介護高齢課

避難行動要支援者支援制度と個別避難計画

避難行動要支援者支援制度

対象者数：約8,000人

登録者数：約1,800人

避難行動要支援者の氏名、住所、緊急連絡先や地域支援者などをあらかじめ登録する制度です。平成25年の災害対策基本法改正により市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

対象者

- ① 身体障害者手帳：肢体不自由1～3級、視覚障害1級・2級、聴覚障害2級
- ② 療育手帳：A判定
- ③ 精神障害者保健福祉手帳：1級
- ④ ひとり暮らし高齢者
- ⑤ 要介護3～5の在宅高齢者
- ⑥ 上記に準ずる希望者

協力者

地域支援者、自主防災会、民生・児童委員
協力者にお願いしていること

- ① 平常時における声掛け、相談、防災訓練の参加支援など
- ② 災害時における避難誘導、救出救助、安否確認など

登録者の台帳を自主防災会、民生委員、市で共有しています。

避難行動要支援者支援制度と個別避難計画

なぜ個別避難計画が必要か

近年頻発する豪雨災害では高齢者・障害者に被害が集中している

※過去の災害における高齢者の死者の割合（高齢者の死者数/全体死者数）

- 令和2年7月豪雨 約 **79%**(63人/80人) ※65歳以上
（うち熊本県 約 **85%**(55人/65人)）
- 令和元年台風第19号 約 **65%**(55人/84人) ※65歳以上
- 平成30年7月豪雨 約 **70%**(131人/199人)

※愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60歳以上

（うち市区町村別死者数最大の倉敷市真備町 約 **80%**(45人/51人)） ※70歳以上）

令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（参考資料）より抜粋
内閣府

令和元年度台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ

避難行動要支援者支援制度と個別避難計画

なぜ個別避難計画が必要か

令和元年度台風19号等における障害当事者アンケートにより障害者等の避難に関する課題が指摘される

Q) 令和元年台風第19号による災害において、高齢者や障害者の方々のうち自力で避難することが困難な避難行動要支援者の避難や避難支援等に際し、以下の点について教えてください。

②うまくいかなかった事例とその要因

A) 一人暮らしをしている知的障害のある方

「避難するタイミングや避難場所が分からなかった」

A) 同様に一人暮らしをしている視覚障害のある方

「避難を誘導してくれる人がいないと避難できない」

令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（参考資料）より抜粋
内閣府

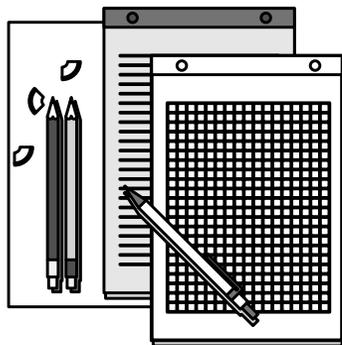
令和元年度台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ

高齢者や障害者等が確実に避難できるための仕組みの構築が必要

避難行動要支援者支援制度と個別避難計画

個別避難計画とは？

高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」に対して**避難の支援、安否の確認、その他生命又は身体を災害から保護するために必要なことを行うため**に作成するひとりひとりの避難支援のための計画のこと。



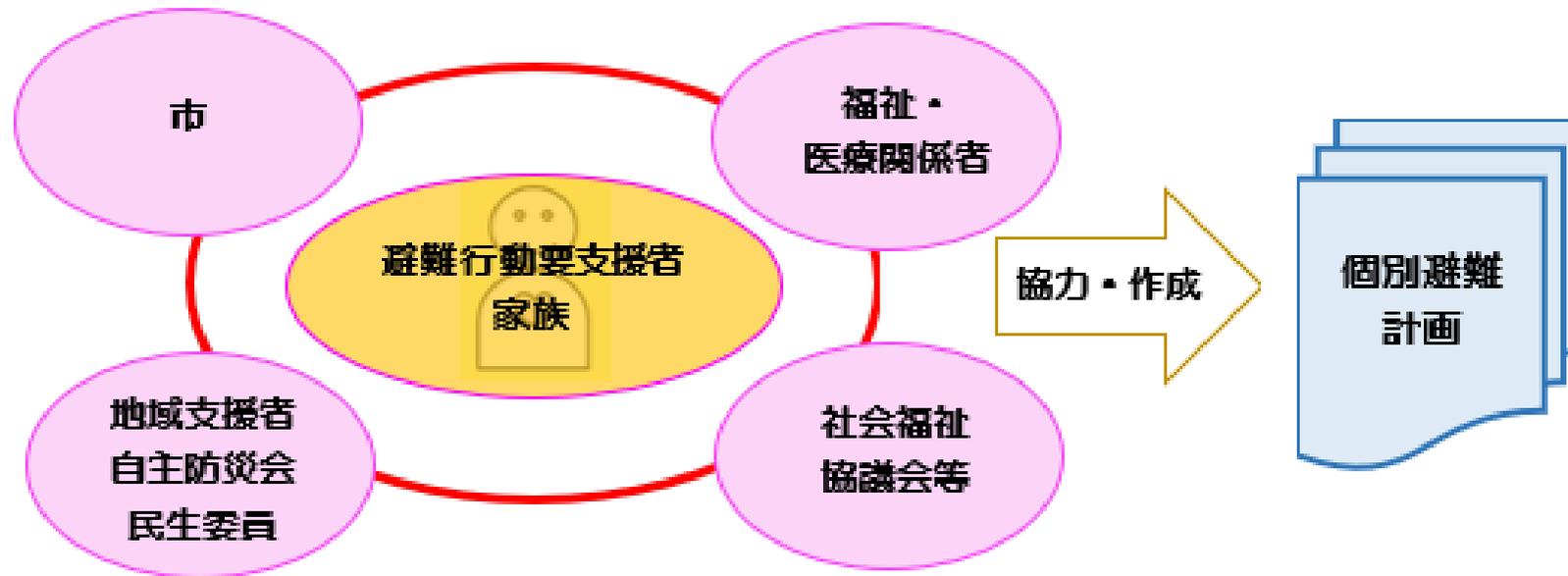
令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

避難行動要支援者支援制度と個別避難計画

個別避難計画作成について

個別避難計画作成については、市、福祉専門職（介護支援専門員・相談支援専門員）自主防災会、民生委員、町内会等が連携する必要があります。

国の指針で、個別避難計画作成に当たっては、**避難行動要支援者の状況をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要である**とされています。



豊川市の個別避難計画作成について

個別避難計画

避難行動要支援者に対して、ひとりひとりの避難支援のための計画である「個別避難計画」を作成します。

スケジュール

令和4年度

モデル地区3地区（音羽中学校区・御津南部小学校区・桜木小学校区）を選定し、個別避難計画作成のモデル事業を行う。

対象者は市が優先度が高いと判断する方。

令和5～7年度

豊川市全域で市が優先度が高いと判断した方の個別避難計画。

令和8年度～（予定）

市の優先度に関わらず、個別避難計画作成を希望する避難行動要支援者に対して個別避難計画を作成する。

新たに対象者になった方の計画作成等も進める。

作成した計画の見直しや避難訓練も並行して行います。

豊川市の個別避難計画作成について

令和7年度までに個別避難計画作成する優先度の高い方

区分	対象者	作成支援者
高齢者	避難行動要支援者名簿に登録があり、以下の条件に該当する方 〈要介護認定に関する条件〉 要介護1以上 〈避難に関する条件：①②両方に該当〉 ① 自宅が高潮、津波、風水害、土砂災害の危険地域にある。 ② 自ら避難することが困難	市 ケアマネジャー
障害者	避難行動要支援者名簿に登録があり、以下の条件に該当する方 〈手帳に関する条件：どれか1つに該当〉 ● 身体障害者手帳 視覚障害1、2級・聴覚障害2級 肢体不自由1級～3級の方のうち、旅客鉄道株式会社運賃減額が1種の方 ● 療育手帳A判定 ● 精神障害者保健福祉手帳1級 〈避難に関する条件：①②両方に該当〉 ① 自宅が高潮、津波、風水害、土砂災害の危険地域にある。 ② 自ら避難することが困難	市 相談支援専門員
その他	避難行動要支援者名簿に登録があり、上記に該当しないものの市長が特に必要と認める方 (介護認定・障害者手帳の申請をしていないが、難病等により上記と同等の状態の方)	市・ケアマネジャー 相談支援専門員 包括・CSW

豊川市の個別避難計画作成について

福祉避難所

福祉避難所は、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることを想定した避難所です。

要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、助言や支援を受けることができる体制の整備や要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について、国の基準に適合する避難所です。（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）

公的福祉避難所	収容人員 (人)
ふれあいセンター	116
健康福祉センター (いかまい館)	46
御津福祉保健センター	89
勤労福祉会館	102
音羽文化ホール	58
こざかい葵風館	44

協定締結福祉避難所 (障害者)	収容人員 (人)
愛厚希全の里	20
シンシア豊川	8
ホテルの郷	5

協定締結福祉避難所 (高齢者)	収容人員 (人)
千両荘	10
愛厚ホーム 豊川苑	10
穂の国荘	8
秋桜の里	8
一晃	8
ジャルダン・リラ	9
あおい	8
たんぽぽ	9
ケアリゾートオリーブ	10
おとわの杜	10
ケアハウスみその	5

豊川市の個別避難計画作成について

福祉避難所開設のタイミング

開設期間は災害発生
から原則7日以内

市内に災害対策基本法に定める地震及び風水害その他の災害が発生し、災害救助法の適用基準に相当する被害が発生した又は、発生する見込みがある場合、必要に応じて開設します。

【災害救助法の適用基準（災害救助法施行令）/豊川市の場合】

第1号 市内の100世帯以上の世帯の住家が滅失した場合

第2号 県内で2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市内で50世帯以上の住家が滅失した場合

第3号 ① 県内で12,000世帯以上の住家が滅失し、市内の被害世帯数が多数である場合

② 災害が隔絶した地域に発生する等、被災した者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とする場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合

第4号 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、多数の者が避難して継続的に救助を必要とし、又は食品の給与や救出等に特殊な技術等を必要とする場合

豊川市の個別避難計画作成について

福祉避難所開設のタイミング

次の①②両方に該当すると災害対策本部から福祉避難所運営班の設置及び福祉避難所の開設の指示が出ます。

- ①適用基準に相当する被害発生又は発生する見込みあり
- ②指定避難所の福祉スペースでの生活が困難である対象者確認

保健班が指定避難所等を巡回して、要配慮者のスクリーニングを行う

公的福祉避難所

公的福祉避難所
ふれあいセンター開設

要配慮者数、避難期間の長期化、配置スタッフの確保状況等により、必要に応じてふれあいセンター以外の公的福祉避難所開設

協定締結福祉避難所 (社会福祉施設等)

ふれあいセンター内に
福祉避難所運営班配置

協定締結福祉避難所の対象者を確認後、福祉避難所運営班からの要請により協定締結福祉避難所開設

開設を要請する前に被害状況や収容可能人数を確認。

災害発生時に福祉避難所は開設していないため、個別避難計画で福祉避難所を避難先とすることはできません